

介護老人保健施設ゆなみ

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 ゆなみ(以下「当施設」という。)は、要介護又は要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活営むことができるように、通所リハビリテーションを提供する。又、利用者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的とした介護予防通所リハビリテーションを提供する。一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3(本項において「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人及び連帯保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人及び連帯保証人を立てます。但し、利用者が身元引受人及び連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人及び連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人又は連帯保証人の請求があったときは、当施設は身元引受人又は連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者および身元引受人は、速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者又は介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設をご利用いただくことができない場合

(利用料金)

第6条 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、支払者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人又は身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービスの提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設 ゆなみ のご案内
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ゆなみ
- ・開設年月日 平成 10 年 11 月 1 日
- ・所在地 福井県三方上中郡若狭町岩屋 6 1 鳥引 3 1
- ・電話番号 (0770) 45-3200 ・ファックス番号 (0770) 45-3230
- ・管理者名 施設長 山崎 洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1852480019 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的としています。また、居宅での生活を1日でも長く継続できるよう利用者の方の生活機能の維持又は向上をめざして支援する(介護予防)通所リハビリテーションや(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援いたします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 ゆなみ の運営方針]

「温かい心で接する・利用者の方の声を大切にする・食事への心配り・レクリエーションで楽しい雰囲気づくり・施設内を明るく清潔に・ボランティアの受入れをたいせつにご家族との交流で地域に根ざした施設づくりを心がけています。」

(3) 施設の職員体制

() 内は兼務

	常勤	非常勤	うち 通所リハ	うち訪問 リハ	夜間	業務内容
医師	1		(1)			利用者の健康管理、医療の処置
看護職員	9	8	1		1	保健衛生、看護業務
薬剤師	1					服薬指導
介護職員	46	3	8		4	日常生活全般の介護業務
支援相談員	3					相談指導業務
理学療法士	2		(2)	(1)		理学療法業務
作業療法士	3		(1)			作業療法業務
言語聴覚士	1		(1)			言語聴覚業務
管理栄養士・栄養士	3					食生活全般の栄養管理指導
介護支援専門員	(5)					施設サービス計画の作成
事務職員	7					事務処理
その他	2	5				清掃業務等

(4) 入所定員等 ・定員 100名 (うち認知症専門棟 50名)

・療養室 個室 12室、2人室 2室、4人室 21室

(5) 通所定員 1F: 50名 2F: 10名

2. (介護予防) 通所リハビリテーションにおける営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの年末年始は除く。

(2) 営業時間 午前 10 時から午後 4 時までとする

※延長サービスについては原則午前 8 時 30 分～午後 9 時の間で提供する

3. (介護予防) 訪問リハビリテーションにおける営業日及び営業時間

(1) 営業日 火曜日・水曜日・金曜日とする。

但し祝日、お盆(2日間)、12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午前10時、午後1時から午後5時30分

4. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ③ (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 栄養管理・栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑥ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7時30分から

昼食 12時から

夕食 18時から

⑦ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の心身の状態に応じて清拭となる場合があります。)

⑧ 医学的管理・看護

⑨ 介護(退所時の支援も行います)

⑩ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

⑪ 相談援助サービス

⑫ 基本時間外施設利用サービス

⑬ 行政手続代行

⑭ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・ 協力医療機関

・ 名称 レイクヒルズ 美方病院

・ 住所 福井県三方上中郡若狭町気山 315-1-9

・ 協力医療機関

・ 名称 市立敦賀病院

・ 住所 福井県敦賀市三島町1-6-60

・ 協力歯科医療機関

・ 名称 中村歯科医院

・ 住所 福井県三方上中郡若狭町北前川 43-32-1

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

・ 面会 - 面会時間 8:30 ~ 21:00 面会者は、面会時間を遵守し、必ず面会票に記入して下さい。

・ 外出・外泊 - 外泊・外出の際には、行き先と帰所日、時間を届け出て下さい。

・ 飲酒・喫煙 - 敷地内は禁煙となっております。飲酒については、原則としてお断りします。

- ・設備・備品の利用 — 施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み — 日常生活に最低限必要な品に限ります。
- ・携帯電話の持ち込み — 原則お断りしておりますが、諸般の事情により持ち込まれる場合は下記の通り取り扱い願います。
 - 〔入所〕 個室をご利用の方はお部屋で使用していただいて結構です。管理は自己責任において個人で管理願います。多床室をご利用の方はサービスステーションでお預かり致します。ご使用の際にはお声掛けください。また、ご使用に際しては決められた場所をお願い致します。
 - 〔通所〕 管理については、自己責任において個人で管理願います。ご使用に際してはマナーモードに設定いただき、決められた場所をお願い致します。
- ・金銭・貴重品の管理 — 原則、施設ではお預りできませんので管理については、自己責任において個人で管理願います。
- ・外泊時等の施設外での受診 — 施設の医師が療養上必要であると判断した場合以外の受診はしないで下さい。必要な場合は、施設より病院への紹介状及び必要書類を添えて受診して頂きます。
- ・宗教活動 — 施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動、政治活動はご遠慮下さい。
- ・営利活動 — 施設内での他の入所者又は職員に対する営利目的の活動はご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込み — 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、自動火災通報装置
排煙装置、避難誘導装置、避難用滑り台
- ・防災訓練 年2回

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(担当 高鳥 美由紀、中村 望、齊藤 裕人 電話0770-45-3200)

苦情につきましては、介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

(介護支援専門員 高鳥 美由紀 電話0770-45-3200)

また、下記の機関に於いても苦情等相談を受け付けております。

- ・若狭町役場 福祉課 (上中庁舎) 電話 0770-62-2703
- ・国民健康保険団体連合会 電話 0776-57-1611 (代表)

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の生活機能の維持又は向上のために立案された介護予防サービス計画に基づき必要なリハビリテーションを行います。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 支払い方法

- ・毎月10日までに、先月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の3方法があります。利用申込み時にお選びください。
(口座振替の方は毎月27日に指定口座より引き落とされます)

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる自己負担分の費用と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、事項以降をご参照ください。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成した後でなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護については介護予防サービスであり市町村の地域包括支援センターで介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成した後でなければ保険給付を受けることができません。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、ケアプランに記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、ケアプランに記載されているか、否かをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

1 保険給付の自己負担額 ※1割負担の場合の料金です

- ・ 要支援1 2, 268円/月
 - ・ 要支援2 4, 228円/月
- } 介護予防通所リハビリテーション

[1時間以上2時間未満]

- ・ 要介護1 369円/日
- ・ 要介護2 398円/日
- ・ 要介護3 429円/日
- ・ 要介護4 458円/日
- ・ 要介護5 491円/日

[5時間以上6時間未満]

- ・ 要介護1 622円/日
- ・ 要介護2 738円/日
- ・ 要介護3 852円/日
- ・ 要介護4 987円/日
- ・ 要介護5 1, 120円/日

[2時間以上3時間未満]

- ・ 要介護1 383円/日
- ・ 要介護2 439円/日
- ・ 要介護3 498円/日
- ・ 要介護4 555円/日
- ・ 要介護5 612円/日

[6時間以上7時間未満]

- ・ 要介護1 715円/日
- ・ 要介護2 850円/日
- ・ 要介護3 981円/日
- ・ 要介護4 1, 137円/日
- ・ 要介護5 1, 290円/日

[3時間以上4時間未満]

- ・ 要介護1 486円/日
- ・ 要介護2 565円/日
- ・ 要介護3 643円/日
- ・ 要介護4 743円/日
- ・ 要介護5 842円/日

[7時間以上8時間未満]

- ・ 要介護1 762円/日
- ・ 要介護2 903円/日
- ・ 要介護3 1, 046円/日
- ・ 要介護4 1, 215円/日
- ・ 要介護5 1, 379円/日

[4時間以上5時間未満]

- ・ 要介護1 553円/日
- ・ 要介護2 642円/日
- ・ 要介護3 730円/日
- ・ 要介護4 844円/日
- ・ 要介護5 957円/日

通所リハビリテーション
(通常規模事業所)

※ 加算料金

[介護予防通所リハビリテーション]

※ サービス提供体制強化加算

介護職員のうち介護福祉士の数が一定の基準を満たしておりますので上記料金に次の額が加算されます。

- ・ 要支援1 88円/月
- ・ 要支援2 176円/月

※ 利用1年超減算

ご利用開始から1年を超え、施設が一定の要件を満たしていない場合、次の額が減算されます。

- ・ 要支援1 ▲120円/月
- ・ 要支援2 ▲240円/月

※ 栄養改善加算

低栄養状態にある又はそのおそれのある方に対し管理栄養士等が栄養ケア計画を作成しこれに基づいたサービスを実施した場合に200円/月加算されます。

※ 口腔機能向上加算

口腔機能の低下している又はそのおそれのある方に対し言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成しこれに基づいたサービスを実施した場合に150円/月加算されます。

※ 一体的サービス提供加算

上記の加算サービスを複数実施した場合、次の額が加算されます。

- 2つ実施した場合 480円/月

- * 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症の方がサービスを利用された場合1月につき240円加算されます。

[通所リハビリテーション]

- * サービス提供体制強化加算
介護職員のうち介護福祉士の数が一定の基準を満たしておりますので上記料金に22円加算されます
- * リハビリテーション提供体制加算
リハビリテーション専門職の配置が人員基準よりも手厚い体制をとっておりますので次の加算が算定されます。

3～4時間	12円/日	6～7時間	24円/日
4～5時間	16円/日	7～8時間	28円/日
5～6時間	20円/日		
- * リハビリテーションマネジメント加算
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に下記の加算が算定されます。
 - ・リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し見直し、その計画について療法士よりご説明させていただいた場合
開始月から6月以内 593円/月 開始月から6月超 273円/月
- * 入浴介助加算
入浴介助を行なった場合は、40円加算されます。
- * 短期集中リハビリテーション加算
個別に短期・集中的なリハビリテーションを行なった場合下記の料金が加算されます。
 - ・退院(所)日又は認定日から3月以内 110円
- * 認知症短期集中リハビリテーション加算
認知症の方に対し、退院(所)又は認定日から3月以内に短期・集中的に個別リハビリテーションを行なった場合、週2日を限度として1日につき240円加算されます。また上記リハビリテーションを月4回以上実施し、内容も生活機能の向上に資するものを行った場合、月1,920円加算されます。
- * 延長加算
通所リハビリテーション8時間に引き続き日常生活上のお世話をさせていただいた場合、1時間につき50円加算されます。(超過6時間まで)
- * 栄養改善加算
栄養状態の改善を目的に管理栄養士等が栄養ケア計画を作成しこれに基づいたサービスを実施した場合に200円加算されます。
- * 口腔機能向上加算
口腔機能の低下している又はそのおそれのある方に対し言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成しこれに基づいたサービスを実施した場合に150円加算されます。
- * 若年性認知症利用者受入加算
若年性の認知症の方を対象にサービス提供を行った場合1日につき60円加算されます。
- * 重度療養管理加算
要介護3以上の方で、手厚い医療が必要な状態にある場合、1日につき100円加算されます。(頻回の喀痰吸引が必要な方、経鼻胃管や胃瘻の方、褥瘡に対する治療を実施している状態の方等)
- * 中重度者ケア体制加算
中重度要介護者を一定の割合以上受け入れ、看護・介護職員の員数も基準より多く配置されている場合に20円加算されます。
- * 送迎減算
送迎を行わなかった場合は片道47円減算されます。
- * 感染症・災害時における利用者減少の場合の加算
感染症又は災害の発生により利用者数が一定以上減少した場合、3%加算されます。

【介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション共通】

- * 中山間地域加算
通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住しているご利用者へサービスを提供した場合料金が5%加算されます。
- * 科学的介護推進体制加算
サービスの質の向上の為、厚生労働省に利用者の情報を提出し、情報連携を行った場合1月に40円加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算
当施設は厚生労働大臣が定める介護職員等の賃金改善等の実施基準に適合している為、全員の方に介護保険適用額の1000分の111円加算されます。
- * 退院時共同指導加算
入院中の方が退院するにあたり当事業所の医師または療法士が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行い、退院後（介護予防）通所リハビリテーションを利用された場合に600円加算されます。

2 利用料（介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション共通）

- ①食費 昼食（おやつ代含む）680円・夕食650円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ②おむつ代 19円 ～ 132円
おむつの使用に応じてお支払いいただきます。
- ③お預かり料／1時間 500円
サービス計画以外の時間にご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ④文書料
 - 診断書等を医師が作成させていただいた場合にいただきます。 1,000円～6,000円（税別）
 - 利用者のご希望により事務職員が文書を作成させていただいた場合にいただきます。
（作成に要した時間に応じていただきます） 例：領収証明書【1月分概ね200円（税別）】
- ④その他費用
サービス提供とは、関係のない費用（個人の購入物、行事参加費等）については、その都度実費をいただきます。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ゆなみでは、ご利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしているご利用者様の個人情報及びご家族様の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
 - －サービスの質の向上を目的とした厚生労働省や医療機関との連携の為の情報提供
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・利用者が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合、又は施設内で集団感染が発生した場合の県や市町村への報告

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供